

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月18日（平成30年（行情）諮問第196号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第161号）

事件名：F81 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書（特定課への開示請求）の開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害者雇用対策課に対する開示請求 F81 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年12月14日付け厚生労働省発職雇1214第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年11月15日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「障害者雇用対策課に対する開示請求 F81 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成30年1月22日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「障害者雇用対策課に対する開示請求 F 8 1 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書」の開示を求めるものである。

「F 8 1 学習能力の特異的発達障害」は、ICD-10（疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その第10回目の改訂版をICD-10という。以下同じ。）における心理的発達の障害（F 8 0 - 8 9）の1つとして分類されている。

審査請求人の請求内容にあるとおり、「学習障害」は「F 8 1 学習能力の特異的発達障害」に含まれるが、厚生労働省において、この旨を記載した行政文書を作成又は保有しているとすれば、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号。以下「組織規則」という。）に基づき、「発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する「発達障害者」をいい、発達障害児（同法に規定する「発達障害児」をいう。）を除く。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）」について、所掌している厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室である。これを踏まえれば、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課が、「F 8 1 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書」を同課の職員が組織的に用いる行政文書として作成又は保有していないとしても、不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、念のため、障害者雇用対策課内のロッカー等を確認したがその存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考えます。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年4月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月7日 | 審議 |
| ④ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「障害者雇用対策課に対する開示請求 F81 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書。」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明し、不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 「F81 学習能力の特異的発達障害」は、ICD-10における心理的発達の障害（F80-89）の1つとして分類されており、審査請求人の請求内容にあるとおり、「学習障害」は、「F81 学習能力の特異的発達障害」に含まれる。

イ 障害者雇用対策課（組織規則に基づき同課に置かれる室等を含む。以下同じ。）は、厚生労働省組織令及び組織規則の規定に基づき、障害者の職業紹介及び職業指導に関する事務等をつかさどることとされているが、当該事務の対象となる障害については、発達障害に限るものではなく、さらに、「F81 学習能力の特異的発達障害」の情報については、厚生労働省のウェブサイトにおいて、ICD-10に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成27年2月13日付け総務省告示第35号）」を公表し、広く国民に対して周知を行っているとともに、一般の書物等にも情報が盛り込まれているものであり、これらのウェブサイトや書物等へのアクセスの容易性や情報が公知であること等を踏まえれば、同課において「F81 学習能力の特異的発達障害に学習障害が含まれることが記載されている文書。」を、職員が組織的に用いるものとして、職務上作成し、又は取得する必要はない。

ウ 本件審査請求を受けて、念のため、障害者雇用対策課内の書類用ロッカー等の探索を行ったが本件対象文書の存在は確認されなかった。

(2) 障害者雇用対策課において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。したがって、厚生労働省（障害者雇用対策課）において本件対象文書

を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子